

平成三十年度分の地方交付税の交付時期及び交付額
の特例に関する省令（案）の概要

平成31年2月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律が成立した場合、増額された地方交付税の一部（396億円）については、普通交付税の調整復活分として、平成30年度中に交付することとなるが、地方交付税法第16条第1項は、4月、6月、9月及び11月以外に普通交付税を交付することを予定していないことから、普通交付税の調整復活が2月に行われる場合には、同条第2項の規定に基づき、2月の地方交付税の現金交付の特例を設ける必要がある。

2. 省令案の改正内容

平成30年度分の地方交付税に限り、普通交付税の交付時期（平成31年2月）及び交付額（調整復活による追加交付分）の特例を定める。

3. 今後の予定

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律と同日に公布・施行予定